



足立区

第3期

足立区子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版

令和7年3月

足立区教育委員会子ども政策課



これまでの足立区の取り組み

足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さらに令和2年3月に『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。そして、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という教育大綱の基本理念のもと、様々な取り組みを展開してきました。

【第2期足立区子ども・子育て支援事業計画における主な事業の成果】

施策群1：子どもの心身の健全な発達の支援

身近で気軽に相談できる 仕組みや体制の強化

ASMAP（保健師が寄り添いながらサポートしていく、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援）や保育コンサルジュ、子育てサロン等の事業を充実させ、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を強化しました。

むし歯予防及び早期の治療に繋がる 取り組みの推進

「足立区糖尿病対策アクションプラン—歯科口腔保健対策編—」の一環として、むし歯が増えやすい年少児（4歳）から年長児（6歳）全ての子どもを対象に、「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋がる取り組みを進めてきました。

発達障がい等様々な悩みや課題を抱える 子どもたちへの支援体制の充実

こども支援センターげんきや保健センター、就学前施設において、保護者の子育て不安に対する支援や就学先・関係機関との連携を図ってきました。

施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

就学前施設の待機児童の解消

保育定員の拡大や幼稚園の預かり保育を推進し、令和3年4月には待機児童ゼロを達成しました。

学童保育室の整備

学童保育室は申請数が大幅に増加し、待機児童率は増加しています。不足する地区への整備を早急に進めています。

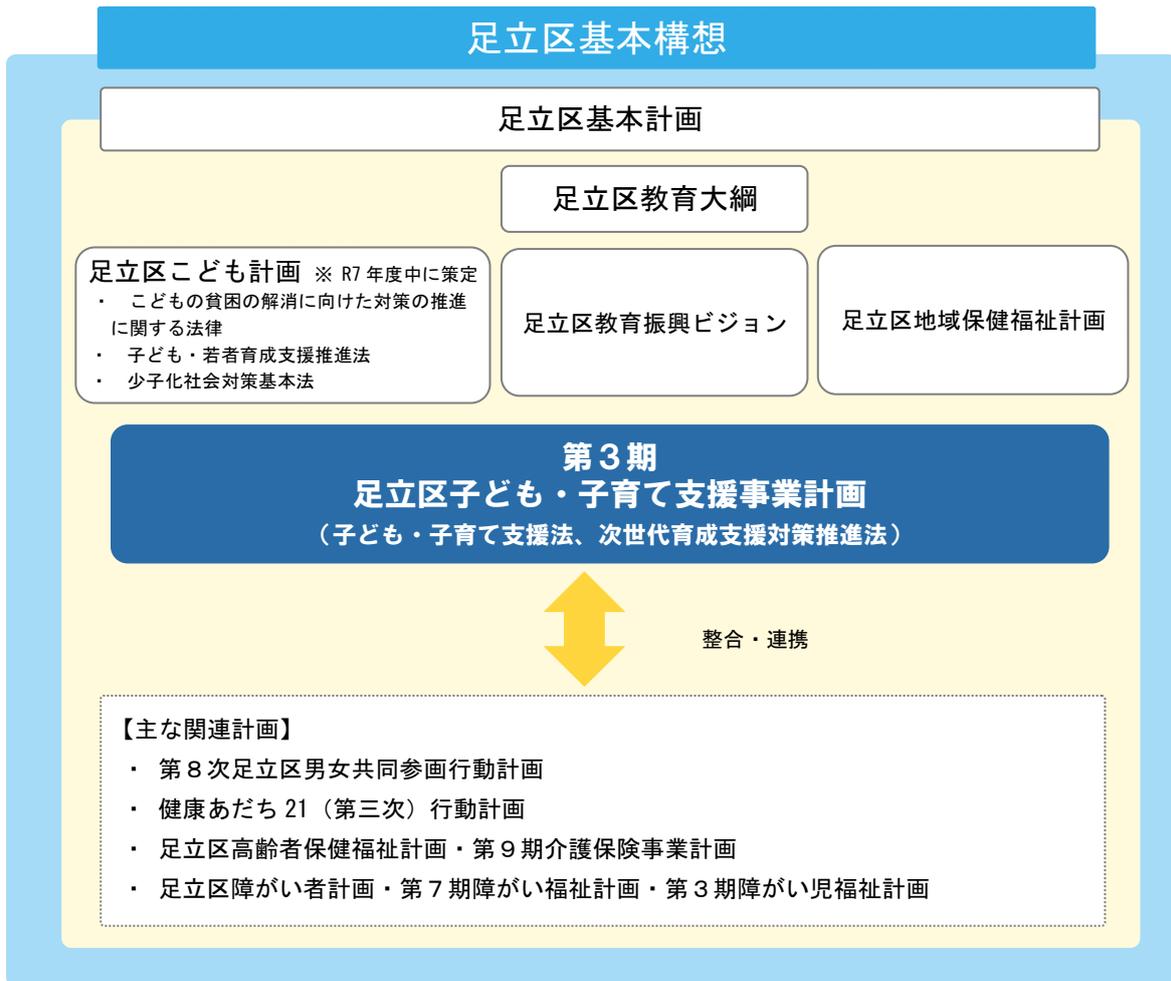
困難を抱える子育て家庭への支援と 虐待予防の取り組み

児童虐待に関する事案が複雑かつ多様化し、長期的支援を要する家庭が増加しています。引き続き虐待の未然防止や再発防止に向けて取り組み、専門人材の育成も進めていきます。

計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画です。
さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を兼ねた計画です。



(2) 計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（0から6歳まで）とその保護者を基本としますが、青少年の成長支援である「ジュニアリーダーの育成」、「学童保育室」や「放課後子ども教室」といった子どもの居場所、「ユニバーサルデザイン教育」に関することは関連事業として小学校1年生から6年生までの児童とその保護者を対象としています。

(3) 計画の期間

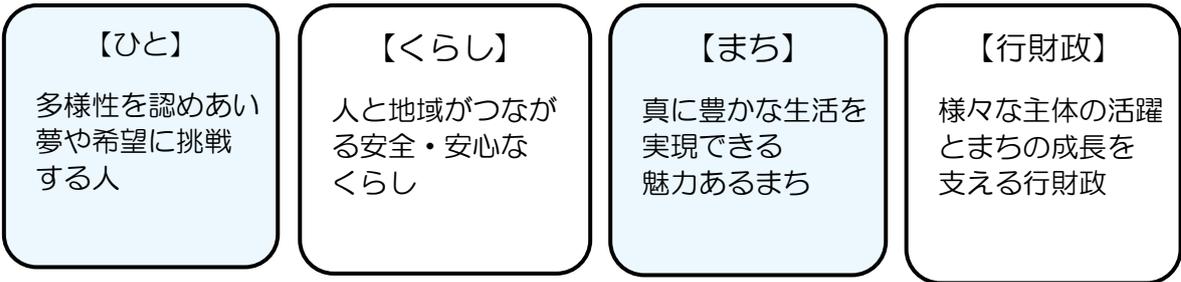
令和7年度から令和11年度までの5年間で第3期計画期間と定めます。

計画の体系

基本理念：夢や希望を信じて生き抜く人づくり（＝足立区教育大綱）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか”という、足立区の基本的な姿勢を示すもの

4つの視点



子ども・子育て支援事業計画の施策体系

柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人							
施策群	1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む				2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える			
施策	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4
	発達支援 子どもの心身の健全な	就学前からの学びの基礎づくり	支援の充実 子どもの状況に応じた	子どもが社会と関わる力を育む ための成長支援	妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実	配慮を要する子育て家庭への支援	安全・安心に子育ての環境を整備
	子支援				親支援・子育て支援			

施策展開の横断的な視点

①子育て支援の質の向上
②ライフステージ間のつなぎの強化

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策1-1 子どもの心身の健全な発達支援



家庭や関係機関との連携を通じて、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合 (%)	84.2%	90.0%
2	むし歯がない6歳（年長児）の割合 (%)	78.4%	82.0%
3	6歳（年長児）のむし歯り患率が0%の教育・保育施設の割合 (%)	8.9%	15.0%
4	1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合 (%)	26.2%	30.0%
5	「親子で絵本を読む」と回答した方の割合 (%)	78.0%	85.0%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① 早寝・早起き・朝ごはんの推進
- ② 歯みがき習慣づくり
- ③ 食育の推進事業
- ④ 保健所での健康教育・食育の推進
- ⑤ 図書館のアウトリーチ事業
- ⑥ あだちはじめてえほん
- ⑦ （再掲）就学前教育の推進（主施策1-2）

施策1-2 就学前からの学びの基礎づくり



教育・保育の質の維持・向上を図り、保育者の指導力を強化し、子どもたちの学びに向かう力を育みます。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の巡回訪問等の際に改善されていた保育施設等の割合 (%)	99.0%	100%
2	学童保育室の保護者満足度 (%)	64.3%	70.0%
3	基本的な生活習慣が身に付いている小学校1年生の割合 (%)	89.8%	90.0%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① 教育・保育の質の維持・向上（教育・保育施設、学童保育室）
- ② 保育士確保・定着対策
- ③ 就学前教育の推進
- ④ （再掲）図書館のアウトリーチ事業（主施策1-1）
- ⑤ （再掲）あだちはじめてえほん（主施策1-1）

施策1-3 子どもの状況に応じた支援の充実



様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの状況に応じた支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合 (%)	98.0%	98.0%
2	発達支援児の行動上の課題が軽減した割合 (%)	91.0%	95.0%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① 発達支援児の早期発見・支援の取り組み(子どもの健康診査)
- ② 乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導
- ③ 発達支援児の総合的支援
- ④ 従事職員のスキルアップ研修

施策1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援



家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子どもたちが自らの可能性を伸ばしていけるよう支援します。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合 (%)	81.0%	90.0%
2	あだち放課後子ども教室利用者満足度 (%)	99.0%	99.0%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① 体験活動(大学連携事業)の推進
- ② ギャラクシティでの多様な体験活動の提供
- ③ あだち放課後子ども教室
- ④ ジュニアリーダーの育成

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実



子育て支援を充実させ、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目なく支えていきます。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	子育ては楽しいと感じる割合 (%)	74.7%	77.5%
2	保育コンシェルジュへの相談が役にたった方の割合 (%)	98.0%	99.0%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① 妊婦健康診査
- ② ファミリー学級
- ③ 妊産婦家庭訪問事業
- ④ こんには赤ちゃん訪問事業
- ⑤ 子育て家庭訪問事業
- ⑥ 産前・産後家事支援事業
- ⑦ 乳幼児健康診査
- ⑧ 子育てサロン
- ⑨ 保育コンシェルジュ
- ⑩ 子ども預かり・送迎等支援事業
- ⑪ あだちファミリー・サポート・センター事業
- ⑫ あだち子育てガイドブックの普及
- ⑬ 子育て支援アプリの提供

施策2-2 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実



安定的な保育サービスや学童保育室の整備により、保護者の働き方に応じた教育・保育等を提供していきます。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	保育需要に対する待機児童率 (%)【低減目標】	0.04%	0%
2	学童保育室の待機児童率 (%)【低減目標】	4.7%	0%
3	「男女が対等な立場で意思表示や活動をする ことができ、また責任を分かち合っている」と感じている区民の割合 (%)	27.0%	50.0%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① 就学前施設の建て替え・改修
- ② 学童保育室の運営
- ③ ワーク・ライフ・バランス (WLB) の推進

施策2-3 配慮を要する子育て家庭への支援



児童虐待の発生予防や相談等にきめ細かに対応していくとともに、ひとり親家庭の経済的自立を促していきます。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	虐待対応終結率（％）※	59.1%	70.0%
2	ひとり親家庭向け就労支援（資格取得・求職支援） 事業修了者の就業率（％）	93.1%	100%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① きかせて子育て訪問事業 ② 児童扶養手当 ③ 就労支援事業
 ④ ひとり親家庭応援メールの配信 ⑤ （区民の方向け）児童虐待予防講座の実施
 ⑥ 児童虐待対応 ⑦ （再掲）子育て家庭訪問事業（主施策2-1）

※ 虐待解決数（訪問指導や関係機関との連携により、虐待を起こす要因が解消された数）÷虐待件数

施策2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備



妊産婦、子育て家庭等が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるとともに、全ての人が子どもの育ちを応援できる環境を醸成していきます。

【 施策の進捗を測るための成果指標 】

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の 平均値（点） 【子ども子育てに関する事業】	3.8点	4.2点
2	よく行く、または行きたい公園がある区民の割合（％）	46.8%	53.5%

【 施策を実現するための主な事務事業 】

- ① ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の推進
 ② パークイノベーションの取り組みの推進
 ③ 公園等遊具の安全対策と修繕への取り組み

資料編

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国が示す令和6年10月10日「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」を受けて、令和7年度から11年度までの量の見込み（需要）と確保方策（供給）を示します。

ア 教育・保育の体系と区域設定

施設・事業名（国が示す基本指針※に規定する事業）	提供区域
1 教育（幼稚園、認定こども園） 園バスによる広域利用のため、1区域とする	1区域
2 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育））	6区域

イ 地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

事業名（国が示す基本指針※に規定する事業）	提供区域
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	11区域
(2) 子育てサロン事業	6区域
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	6区域
(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用	1区域
(4-2) 【幼稚園型を除く】不規則の一時預かり等の利用	1区域
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	1区域
(6) あだちファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）	1区域
(7) 病気の際の対応	1区域
(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防等の周知・啓発	1区域
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	1区域
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域
(11) 利用者支援に関する事業	1区域
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域
(14) 子育て世帯訪問支援事業	1区域
(15) 妊婦等包括相談支援事業	1区域
(16) 産後ケア事業	1区域
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	1区域
(18) 児童育成支援拠点事業	1区域
(19) 親子関係形成支援事業	1区域

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



(1) 「教育（幼稚園、認定こども園）」の量の見込みと確保方策

【区全域】

「1号認定」「2号認定」いずれも、「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。

単位：人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号 ^{※1} 認定	2号 ^{※2} 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)
量の見込み(A)	2,642	649	2,613	642	2,614	642	2,593	637	2,599	638
確保方策										
確保方策合計(B)	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069
過不足(C)=(B)-(A)	7,088	1,420	7,117	1,427	7,116	1,427	7,137	1,432	7,131	1,431

※1 1号：幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する3～5歳のうち、保育の必要がない者

※2 2号（教育を希望）：保育を必要とする3～5歳（2号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者

→子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設を利用する場合、区市町村から認定を受ける必要があります。

(2) 「保育（保育所、認定こども園、家庭的保育・小規模保育、認証保育所、公設民営認可外保育所）」の量の見込みと確保方策

【6区域】

- 竹の塚・六町地域は令和7年度から10年度にかけて、1・2歳児で保育定員数の不足が見込まれていますが、その後は少子化の影響により定員の充足が見込まれています。
- 今後も、大規模マンション開発等の不確定要素による影響が想定されるため、ニーズの動向を注視していきます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
量の見込み(A)	区全域	7,384	5,417	993	7,280	5,262	986	7,107	5,216	982	6,898	5,172	978	6,752	5,149	972
	千住地域	917	658	110	916	636	110	888	631	109	840	623	107	824	620	107
	綾瀬・佐野地域	1,395	1,086	193	1,393	1,006	191	1,370	999	192	1,321	992	190	1,255	986	188
	梅田・中央本町地域	1,409	1,010	185	1,375	967	182	1,316	953	181	1,247	941	180	1,204	936	178
	竹の塚・六町地域	1,879	1,398	263	1,865	1,408	262	1,870	1,399	261	1,871	1,392	261	1,874	1,389	259
	江北・鹿浜・舎人地域	1,558	1,096	219	1,515	1,094	218	1,465	1,083	216	1,430	1,074	217	1,418	1,069	216
	新田地域	226	169	23	216	151	23	198	151	23	189	150	23	177	149	24
確保方策(B)	区全域	8,605	5,781	1,430	8,624	5,814	1,438	8,621	5,806	1,437	8,580	5,782	1,434	8,580	5,766	1,432
	千住地域	1,089	788	198	1,122	809	204	1,123	807	203	1,123	807	203	1,123	807	203
	綾瀬・佐野地域	1,729	1,151	306	1,729	1,151	306	1,729	1,151	306	1,729	1,148	304	1,729	1,144	303
	梅田・中央本町地域	1,588	1,068	278	1,578	1,080	280	1,578	1,078	280	1,578	1,078	280	1,578	1,071	279
	竹の塚・六町地域	2,069	1,393	344	2,065	1,393	344	2,061	1,391	344	2,061	1,390	343	2,061	1,390	343
	江北・鹿浜・舎人地域	1,857	1,191	267	1,857	1,191	267	1,857	1,189	267	1,857	1,189	267	1,857	1,184	267
	新田地域	273	190	37	273	190	37	273	190	37	232	170	37	232	170	37
過不足(C) (B) - (A)	区全域	1,221	364	437	1,344	552	452	1,514	590	455	1,682	610	456	1,828	617	460
	千住地域	172	130	88	206	173	94	235	176	94	283	184	96	299	187	96
	綾瀬・佐野地域	334	65	113	336	145	115	359	152	114	408	156	114	474	158	115
	梅田・中央本町地域	179	58	93	203	113	98	262	125	99	331	137	100	374	135	101
	竹の塚・六町地域	190	△5	81	200	△15	82	191	△8	83	190	△2	82	187	1	84
	江北・鹿浜・舎人地域	299	95	48	342	97	49	392	106	51	427	115	50	439	115	51
	新田地域	47	21	14	57	39	14	75	39	14	43	20	14	55	21	13

※ 2号：保育を必要とする3～5歳 3号：保育を必要とする0～2歳

(3) 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

【区全域】

区域ごとの量の見込みと確保方策は、本編 P72～114 をご参照ください。

なお、各事業の概要は、次ページ以降をご覧ください。

事業名		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(1)放課後児童健全育成事業(学童保育室) [単位:人]	量の見込み	6,075	6,213	6,231	6,320	6,428
	確保方策	6,105	6,247	6,293	6,398	6,527
(2)子育てサロン事業 [単位:人回/年]	量の見込み	495,405	456,543	454,124	452,031	448,729
	確保方策	518,304	495,918	437,893	455,442	456,701
(3)平日の定期的な延長保育事業 (18時30分以降) [単位:人]	量の見込み	5,053	5,019	4,991	4,970	4,933
	確保方策	12,810	12,870	12,866	12,805	12,805
(4-1)【幼稚園型】一時預かり等の利用 [単位:人日/年]	量の見込み	151,072	149,437	149,481	148,275	148,637
	確保方策	194,931	194,931	194,931	194,931	194,931
(4-2)【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用 [単位:人日/年]	量の見込み	25,977	26,018	25,855	25,658	25,560
	確保方策	42,254	42,670	43,087	44,847	45,264
(5)こどもショートステイ事業(在宅型・施設型) [単位:日/年]	量の見込み	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
	確保方策	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
(6)あだちファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎等支援事業(小学生) [単位:人日/年]	量の見込み	7,844	8,006	8,167	8,329	8,490
	確保方策	9,413	9,607	9,801	9,995	10,188
(7)病気の際の対応 [単位:人日/年]	量の見込み	3,159	3,149	3,137	3,112	3,108
	確保方策	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
(8)要保護児童等 に対する支援 及び児童虐待 予防等の周知・ 啓発	養育支援訪問事業 [単位:回/年]	量の見込み	1,135	1,135	1,135	1,135
	要保護児童対策地域協議会 の開催 [単位:回]	量の見込み	284	284	284	284
	周知・啓発等 [単位:回]	量の見込み	3	3	3	3
(9)乳児家庭全戸訪問事業 [単位:人]	量の見込み	3,750	3,750	3,700	3,700	3,650
(10)妊婦に対して健康診査を実施する事業 [単位:人回/年]	量の見込み	50,500	50,200	50,000	49,700	49,400
(11)利用者支援に 関する事業	基本型・特定型 [単位:か所]	量の見込み	1	1	1	1
	こども家庭センター型 [単位:か所]	量の見込み	6	6	6	6
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業 [単位:人]	量の見込み	1,080	980	980	960	960
(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 [単位:人/年]	量の見込み	20	20	20	20	20
(14)子育て世帯訪問支援事業 [単位:日/年]	量の見込み	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
(15)妊婦等包括相談支援事業 [単位:件/年]	量の見込み	9,700	9,700	9,750	9,750	9,800
(16)産後ケア事業 [単位:人]	量の見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900

事業名			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(17)乳児等通園支援 事業(こども誰でも 通園制度) [単位:人/月]	0歳児 (延べ人数)	量の見込み	0	29	29	29	28
		確保方策	0	86	85	84	83
	1歳児 (延べ人数)	量の見込み	0	37	37	37	36
		確保方策	0	84	82	82	78
	2歳児 (延べ人数)	量の見込み	0	32	32	31	31
		確保方策	0	115	117	117	118
(18)児童育成支援拠点事業			未実施				
(19)親子関係形成支援事業 [単位:回]		量の見込み	10	10	10	10	10

【地域子ども・子育て支援事業の事業概要】

(1) 放課後児童健全育成事業 (学童保育室)

保護者が就労等で保育ができない家庭の小学校6年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

(2) 子育てサロン事業

乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うこと等を通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることで、健全な子育てを応援します。

**(3) 平日の定期的な延長保育事業
(18時30分以降)**

認可保育所等で、基本の保育時間(18時30分まで)以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しています。

(4-1)**【幼稚園型】一時預かり等の利用**

平日(月曜日～金曜日)の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中(春・夏・冬)に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

(4-2)**【幼稚園型を除く】****不定期の一時預かり等の利用**

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、リフレッシュしたい時、買い物等、理由を問わず一時的に保育施設等に子どもを預けることができます。

(5) こどもショートステイ事業 (在宅型・施設型)

保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅または児童養護施設に、子どもを預けることができます。

【地域子ども・子育て支援事業の事業概要】

(6) あだちファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）

保護者の通院や急な外出、リフレッシュしたい時、買い物等、理由を問わず、一時的に利用者宅または支援者宅に子どもを預けることができます。

(7) 病気の際の対応

- ① 病気やケガの回復期の子どもを預けられる病後児保育を認可保育園2園で実施しています。
- ② 病気にかかっている子どもを預けられる病児保育を東部地域病院内で実施しています。

(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防等の周知・啓発

- ① 必要な家庭への養育支援を実施しています。
- ② 虐待を受けた児童や養育困難家庭が適切な支援を受けられよう、要保護児童対策地域協議会を開催し、各機関と連携・協力のもと支援にあたっています。
- ③ 児童虐待の予防及び養育家庭に対する周知・啓発を実施しています。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

- ① 生後3か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。
- ② 情報提供や、母親のメンタルフォローの場にもなっています。

(11) 利用者支援に関する事業

- ① 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。
- ② 妊娠期から子育て期の妊産婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行っています。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成しています。

【地域子ども・子育て支援事業の事業概要】

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域や保護者のニーズに応じて、地域の重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした「多様な集団活動」を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を補助しています。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行っています。

**(17) 乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)**

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園制度です。

(19) 親子関係形成支援事業

児童虐待に対する予防講座を開催し、親子関係を築くための具体的なポイントを学びながら、保護者同士の悩みや不安を相談・共有する等、情報の交換ができる場を提供しています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

- ① 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴しています。
- ② 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等の支援を実施しています。

(16) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保しています。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行います。

夢や希望を信じて 生き抜く人づくり



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

令和7年3月発行

発行 足立区教育委員会

編集 足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども政策課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5795